第二十三条第三項中「特定独立行政法人等職員」を「特定独立行政法人職員」に、「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に改める。

「第三節の二　特定独立行政法人等事件の手続」を「第三節の二　特定独立行政法人事件の手続」に改める。

第五十六条の二の前の見出しを「（特定独立行政法人事件の処理）」に改め、同条第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に、「第二条第三号」を「第二条第一号」に改め、同条第二項の表中「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に、「以下この項において同じ」を「以下この項、次条及び第三十九条において同じ」に、「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に、「第四十一条の二十一」を「第四十一条の二十一（第四十一条の二十四第二項において準用する場合を含む。）」に、「第四十五条の八、第四十五条の九」を「第四十五条の八」に改め、同表に次のように加える。

第四十五条の九	会長及び調査又は審問を行う手続に参与する委員	会長並びに調査又は審問を行う手続に参与する特定独立行政法人担当使用者委員及び特定独立行政法人担当労働者委員

第五十六条の二第三項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に、「及び厚生労働大臣並びに特定独立行政法人」を「、厚生労働大臣及び特定独立行政法人」に改め、「又は農林水産大臣（特労法第二条第二号の企業に関するものに限る。）」を削る。

第六十二条中「特定独立行政法人等職員」を「特定独立行政法人職員」に改める。

「第八章　特定独立行政法人等における紛争の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁」を「第八章　特定独立行政法人における紛争の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁」に改める。

第八十一条の二中「特定独立行政法人等とその特定独立行政法人等職員」を「特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員」に改める。

第八十一条の三第一項中「特定独立行政法人等とその特定独立行政法人等職員」を「特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員」に、「特定独立行政法人等担当委員」を「特定独立行政法人担当委員」に改める。

第八十一条の五、第八十一条の六、第八十一条の九第一項及び第三項、第八十一条の十第一項、第八十一条の十二並びに第八十一条の十八第一項及び第三項中「特定独立行政法人等担当委員会議」を「特定独立行政法人担当委員会議」に改める。

第八十一条の二十一第一項中「特定独立行政法人等担当委員会議」を「特定独立行政法人担当委員会議」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に改める。

第八十四条第一項第一号中「特定独立行政法人等担当委員会議」を「特定独立行政法人担当委員会議」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。